

意見第1号

令和5年7月7日

綾部市議会議長 種 清 喜 之 様

提出者 綾部市議会副議長
松 本 幸 子
賛成者 綾部市議会議員
本 田 文 夫
柳 原 秀 一
井 田 佳代子
中 島 祐 子

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり綾部市議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を 求める意見書

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となる。また、最近では、鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されている。

社会とのつながりやコミュニケーションによる脳への刺激は、認知症の予防に必要不可欠である。個人や社会に対して加齢性難聴がもたらす負の影響は、抑うつ、意欲や認知機能の低下、脳委縮、要介護につながる一因であることが明らかになっている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められているところである。

しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たり数万円からで、高価なものでは数十万円になり、保険適用ではないため全額自費となり、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が必要である。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及により、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものとする。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月7日

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官 宛

綾部市議会議員 種 清 喜 之